



平成 26 年 9 月 7 日

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業

用地検討委員会

委員長 寺嶋 均 様

現在地内の候補地をゴミ焼却場建設地から

除外することを求める請願

請願者 印西市木刈 2 丁目 15-7  
電話 (55) 3667

兩 宮 良 明

請願者 印西市木刈 4 丁目 36-8  
電話 (46) 7056

津 島 孝 彦

他、賛同署名人 640人



## 「現在地内の候補地をゴミ焼却場建設地から除外することを求める請願」

### <請願要旨>

#### 1. 現在地はすでに前組合管理者時代に候補地から消えたはずです。

平成 20 年に、前組合管理者が組合および構成市町村の議会に、ゴミ焼却場更新計画につき説明したところ、「現在地ありきの計画ではなく、他の場所も検討すべき」との意向が表明されたことから移転地選定作業がスタートしました。

その結果、前組合管理者も現在地は選定せず、9 住区を選定しました。

#### 2. 板倉市長の登場で 9 住区への移転は白紙撤回に。

しかし、9 住区については千葉 NT 中央駅北地区の住民の強い反対運動が起り、平成 24 年の印西市長選挙では、「9 住区への移転計画は白紙撤回する」「住宅密集地はゴミ焼却場には不適」「移転先は公募により決定する」と訴えた板倉市長が大差で当選した結果 9 住区への移転は白紙になりました。

#### 3. 移転先は公募によることが決定。

板倉市長が組合管理者になり、新しく設置された「用地検討委員会（以下「委員会」）により公約通り今年 1~3 月の間に候補地の公募が行われ、4 件の公募がありました。

それに加えて、委員会では構成市町に対し新たな移転先の推薦を依頼しましたが、2 市 1 町からは推薦はなく、印西市は本年 3 月 31 日付けで、「移転先候補地については公募によることが望ましいと考えるため新たな推薦はしない」と回答しました。

#### 4. 委員会が任務を逸脱して現在地を推薦。

委員会の組織細則には、委員会の担任事務は、公募のあった用地についての評価の項目・基準・配点などを定め比較評価することで、自ら候補地を推薦する規定はありません。従って委員会による現在地推薦は任務を逸脱したもので認められません。

#### 5. 印西地区環境整備事業組合は構成市町の分担金・負担金により運営。

組合は印西・白井の 2 市と栄町の分担金、負担金により運営され、組合議会も構成しているのですから、組合事業については利用住民はそれぞれの構成自治体を通じて、また直接、組合の管理者および議会に対して請願する権利があるのは当然です。

### <請願事項>

私たちは、千葉ニュータウン中央北地区の住宅密集地の至近距離にある「現在地」（テニスコート）でのゴミ焼却場建設に反対します。

貴委員会におきましても、「現在地」をゴミ焼却場の建設候補地または建設予定地から除外するよう決定してください。